平成２９年（フ）第１１５号
広島県東広島市八本松町飯田156番地４　飯田住宅Ｃ
債務者　谷川美紀子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第２０号
香川県高松市高松町1818番地２　シティシャトレＢ101
債務者　瀬川　定晃
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２９年（フ）第２１号
香川県高松市高松町1818番地２　シティシャトレＢ101
債務者　瀬川　美和（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２９年（フ）第１３号
愛媛県西条市三津屋東32番１　メゾン石原201号
債務者　檜垣　万里
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２９年（フ）第１５号
愛媛県新居浜市高津町８番114号、前住所愛媛県新居浜市八幡２丁目３番11号
債務者　谷川　祐介
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２８年（フ）第２１６号
福岡県久留米市大善寺南２丁目８番700―403号
債務者　前田　輝子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２９年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目41番12号　真砂ビル504
債務者　中山　勝子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２９年（フ）第１８号
鹿児島県姶良市東餅田1215番地１　市営姶良塩入団地Ｄ棟403号
債務者　中西　浩二
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２８年（フ）第１６５号
福島県郡山市富田町字山王林38番地の１　山王ハイツ202号
債務者　木村　祐子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２９年（フ）第１号
福島県須賀川市丸田町182番地
債務者　遠藤　宏志
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２９年（フ）第１５号
福井県敦賀市道口23号42番地　岡山町２丁目ハイツＩＳＨＩＫＵＲＡ，Ａ―102、前住所福井県敦賀市堂57号1210番地
債務者　岩本　哲也
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部
平成２９年（フ）第１７号
福井県敦賀市清水町１丁目13番401号
債務者　林　　早苗
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部
平成２９年（フ）第１３号
長野県上伊那郡中川村大草6990番地の２
債務者　鹿養　孝子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２９年（フ）第２１号
静岡県富士宮市大宮町１番６号、住民票上の住所静岡県富士宮市弓沢町305番地
債務者　野田　悦子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２９年（フ）第６号
兵庫県洲本市本町５丁目４番15号
債務者　山西文佐男
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２９年（フ）第５号
広島県竹原市下野町4239番地　ロイヤルハイツＨＡＲＡＤＡ３－Ｃ
債務者　吉川　衣美（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
広島地方裁判所呉支部
平成２９年（フ）第７号
広島県呉市広白岳６丁目６番３号
債務者　木内　健介
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
広島地方裁判所呉支部